

**鳥取県教育委員会告示第8号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

絵画の部

名称	員数	所在の場所
菊慈童・花鳥図	3幅	鳥取市国安
竹虎図屏風	6曲1双	鳥取市気高町上光
龍虎図屏風	〃	〃